

主なテーマと対応の考え方

サーベイランス

テーマ	厚生労働省の行ったこと	基本的考え方
<p>7</p> <p>サーベイランス体制の見直し</p>	<p>○ 6月19日</p> <p>➤ 「運用指針」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所は、全ての患者（疑い患者を含む）を把握するのではなく、放置すれば大規模な流行を生じる可能性のある学校等の集団に属する者について、重点的に把握を行う。 同一集団内で続発する患者についても把握を行う。 この変更にあたっては、円滑な移行期間を経て、速やかに実施する。 <p>○ 7月24日</p> <p>➤ 全数把握を中止し、クラスターサーベイランスを強化することとした。</p>	<p>○ 6月19日の「運用指針」（改訂版）において、下記の考え方を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国との交通が制限されないことや南半球をはじめとする諸外国での感染状況の推移を見ると、海外からの感染者の流入を止めることはできず、今後とも、我が国においても、患者発生が続くと考えられる。 さらに、一部に原因が特定できない散発事例が発生していることを見ると、秋冬に向けて、いつ全国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況であり、<u>個々の発生例でなく、集団における患者の発生を可能な限り早期に探知し、感染の急速な拡大や大規模な流行への発展の回避に力を注ぐ時期と考えたため、全数把握を中止することとした。</u> <p>○ なお、<u>クラスターサーベイランスの強化のために、一定の準備期間が必要であったことから、その開始日を7月24日とした。</u></p>

主なテーマと対応の考え方

	厚生労働省の行ったこと	基本的考え方
テーマ		
発熱相談センター	<p>○ 4月28日 基本的対処方針等に基づき、各地方自治体に対して、<u>発熱相談センターの設置及び医療体制の確認等の対応を依頼した。</u></p> <p>○ 各地方自治体において、<u>発熱相談センターが順次設置された。</u></p>	<p>○ <u>海外発生当初は、致死率が高い、又は不明との情報であったこと、行動計画及びガイドラインに基づかず</u>に<u>新型コロナウイルス対策を行うことは想定されおらず、また、その根拠もなかったことから、行動計画及びガイドラインに則り、発熱相談センターの設置準備を進めた。</u></p> <p>➢ 行動計画： 第1段階（海外発生期）医療【<u>発熱相談センターの設置</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県及び市区町村に対して、発熱相談センターを設置するよう要請する。（厚生労働省）</u> <p>➢ <u>ガイドライン：</u> <u>新型コロナウイルスの患者の早期発見、当該者が事前連絡することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減などを目的とする発熱相談センターを整備する。発熱相談センターでは、本人の情報（症状、患者との接触歴、渡航歴等）から新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合、感染症指定医療機関等を受診するよう指導を行う</u></p>

主なテーマと対応の考え方

医療体制

テーマ	厚生労働省の行ったこと	基本的考え方
<p>2 発熱外来</p>	<p>○ 4月28日 基本的対処方針等に基づき、各地方自治体に対し、<u>発熱外来の設置の準備を行うこと</u>を依頼した。</p> <p>○ 5月22日 兵庫県・大阪府における患者の集団発生を受け、<u>運用指針を策定</u>した。その運用指針に基づき、<u>患者発生が少数である地域では、「インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する」</u>こととした。</p> <p>○ 一方、<u>急速な患者数の増加が見られる地</u></p>	<p>○ <u>海外発生当初は、致死率が高い、又は不明との情であったこと、行動計画及びガイドラインに基づかず、<u>新型コロナウイルス感染症対策を行うことは想定されておらず、また、その根拠もなかったことから、行動計画及びガイドラインに則り、発熱外来の設置準備を進めた。</u></u></p> <p>➤ <u>ガイドラインに示されている発熱外来の機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染拡大期まで：新型コロナウイルス感染症の患者とそれ以外の疾患の患者を振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図るとともに、新型コロナウイルスに係る診療を効率化し混乱を最小限にする</u>」こと ・<u>まん延期以降：「感染防止策を徹底した上で、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者の振り分け（トリアージ）の適正化により入院治療の必要性を判断する」こと</u> <p>○ 兵庫県・大阪府における初の国内発生を受けて、<u>専門家の意見も聴取して5月22日に策定された「運用指針」</u>において「<u>各地域の感染レベルが異なる時点では、行動計画・ガイドラインをそのまま適用するのではなく（注）、第三段階にとることとされている対策を弾力的に行うことも必要。運用において、感染者・患者の発生した地域を、各都道府県、保健所設置市等が厚生労働省と相談のうえ、以下の2つに分けて対応する</u>」こととした。</p> <p>(注) <u>ガイドライン上、第三段階のまん延期においては、発熱外来や感染症指定医療機関等以外の医療機関においても患者の外来・入</u></p>

主なテーママと対応の考え方

域においては、同運用指針に基づき、「患者数の増加に伴い、発熱外来の医療機関数を増やす。関係者の協力の下、対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことを可能とする」こととした。

○ 6月19日 運用指針(改定版)に基づき、「現在、発熱外来を行っている医療機関のみならず、原則として全ての一般医療機関においても患者の診察を行う。その際、発熱患者とその他の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう最大の注意を払う。特に、基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないよう十分な感染防止措置を講ずる。公共施設、屋外テント等の医療機関以外のところに外来を設置する必要性は、都道府県等が地域の特性に応じて検討する」こととした。

院診療を行うこととされている。

- ① 患者発生が少数である地域
感染のさらなる拡大を防ぐことを目的として、従来通り発熱外来を設置することを求めることとした。
急速な患者数の増加が見られる地域
感染症指定医療機関等による発熱外来だけでは診療体制として不十分であることから、その数を増やすことを求めることとした。このため、時間的空間的に新型インフルエンザ患者と分離することにより、一般の医療機関でも診療を行うことを求めることとした。

- 6月19日に改訂した「運用指針」において、
 - ・ 6月12日にWHOがフェーズ6宣言を行ったこと
 - ・ 世界的には感染者数が増加し、特にこれから冬を迎える南半球において増加が著しかったこと
 - ・ 国内において原因が特定できない散发事例が発生していたことを踏まえると、秋冬に向けて大規模発生の可能性が高い状況下にあるとの見通しのもと、感染拡大防止措置による封じ込め対応は困難な状況であり、患者数の増加に伴い増えると考えられる医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に対する適切な医療を提供することを目指すことに転換した。

主なテーマと対応の考え方

テーマ	厚生労働省の行ったこと	基本的考え方
<p>3 入院措置</p>	<p>○ 当初は、ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスエンザの患者であると診断した場合、直ちに保健所に連絡し、当該者については、<u>入院勧告</u>とすることとした。</p>	<p>○ 海外発生当初は、致死率が高い、又は不明との情報であったこと、<u>行動計画及びガイドラインに基づかず</u>に新型コロナウイルスエンザ対策を行うことは想定されおらず、また、その根拠もなかったことから、<u>行動計画及びガイドラインに則り、新型コロナウイルスエンザ患者は、感染症指定医療機関等に入院勧告を行うこととした。</u></p> <p>➤ 行動計画： 新型コロナウイルスエンザの患者は、原則として、感染症指定医療機関等で診療及び抗ウイルス薬の投与を行うため、発熱外来及び一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型コロナウイルスエンザが疑われる場合には感染症指定医療機関等の受診を指示するよう、周知する。 感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルスエンザの患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。当該者に対しては、<u>感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。</u> 新型コロナウイルスエンザ患者の接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗ウイルスエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</p> <p>➤ ガイドライン： 新型コロナウイルス国内初発例を確認してから第三段階の感染拡大期までは、<u>新型コロナウイルスエンザの患者は病状の程度にかかわらず、感染症法第19条の規定に基づき入院措置等の対象となる感染</u></p>